

学校給食調理場グリストラップ内清掃及び汚泥等収集運搬業務（堺区・北区）仕様書

1 業務名称

学校給食調理場グリストラップ内清掃及び汚泥等収集運搬業務（堺区・北区）

2 業務の目的

発注者の学校給食調理場の排水設備に溜まった汚泥等廃棄物を除去することにより排水機能を維持し、給食調理場において清潔な衛生環境を確保することを目的とする

3 法の遵守

発注者及び受注者は、本業務の遂行にあたって「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号以下「廃掃法」という。）その他関係法律を遵守すること。

4 事業場（産業廃棄物の排出場所）

（住所）堺市立三宝小学校ほか堺区・北区の小学校 全31校 （別紙2参照）

（施設の名称）学校給食調理場

5 委託する産業廃棄物の種類及び数量

種類： 産業廃棄物（主に汚泥・廃油一部固形状、液状又は泥状のものを含む。以下「廃棄物」という）

予定数量：1校あたり 約 0.46 m³ 本業務全体で約 15 m³

<参考>令和6年度 当業務による回収量 14.11 m³

市内全体 91校中 最大 1.84 m³、最小 0.06 m³

6 履行期間（契約の有効期間）

契約締結日から令和7年8月31日まで

7 作業期間

令和7年7月22日から令和7年8月22日まで

※ただし、土、日曜、祝日および学校閉庁日（8月8日から8月15日）は除く

8 作業時間

午前9時から午後4時まで

9 業務の内容

（1）グリストラップ内の洗浄・汚泥等収集

①グリストラップ内に付着の汚泥等を汚泥・廃油の専用吸引車両により吸引すること。

②汚泥等を吸引後、グリストラップ内をよく洗浄すること。（学校内の水道使用可。）

洗浄に必要な用具は受注者が用意すること。)

③洗浄によりグリストラップ内に溜まった水、汚泥等を吸引すること。

(2) 収集運搬

①グリストラップ内汚泥等収集運搬の作業方法は、廃掃法上の基準に適合していること。

②車両への積み込みは、学校関係職員立会いのもとに行うこと。

③収集運搬に使用する車両は、悪臭が漏れるおそれのない構造を有するなど、廃掃法上の基準に適合していること。

④収集運搬車両には、本業務の廃棄物以外のものを混載しないこと。

⑤収集した廃棄物は、直接廃棄物中間処理業者へ運搬することとし、途中で保管し、又は積替えないこと。

⑥ 処理に従事する職員であることを明確にするため、清潔な服装と本人を確認する名札を着用させること。なお、業務開始時・終了時に職員室に連絡すること。

⑦ 処理に従事する職員が安全に作業を行えるよう環境を整備するとともに、健康管理に十分留意すること。

⑧ 作業日程表を作成し、事前に発注者に提出すること。対象となる事業場の一部(別紙2 事業場一覧の備考欄参照)には高圧洗浄による排水管清掃作業がある。汚泥等収集運搬は排管清掃後に実施すること。また、履行期間中に各学校における施設工事等により、日程の変更を依頼する場合があるので調整に応じること。

⑨ 学校関係職員の指示に従い、業務履行には誠意をもってあたること。

⑩ 業務履行中に学校施設に損害を与えた場合は、受注者の責任において原形復旧すること。

⑪ その他、廃掃法上の産業廃棄物管理票取扱い基準に沿った取扱いをすること。

(3) 履行確認

履行確認のため、グリストラップ内の「施工前」、「施工中」、「施工後」の写真を撮影し、発注者に提出すること。

10 電子情報処理組織(電子マニフェストシステム)の利用

(1) 産業廃棄物の処理にあたっては、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター(ホームページアドレス: <https://www.jwnet.or.jp>)が運営する「情報処理センター」への登録(電子マニフェストの使用)により行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、天災など、やむを得ない事由により、紙マニフェストの交付を受けなければ当該産業廃棄物の処理ができないと認められるときはこの限りではない。

(2) 前号ただし書きに規定する場合に該当し、産業廃棄物の処理に紙マニフェストの交付を受けなければならない場合には、事前にその旨及び産業廃棄物の処理を行う期間を書面で報告し、発注者の承諾を得ること。

なお、その事象が解消された場合は、速やかに電子マニフェストを用いて産業廃棄物の処理を行うこと。

(3) 受注者は、契約締結後速やかに、電子マニフェストシステムの加入者番号及び公開確認番号を発注者へ提示すること。

(4) 受注者は、電子マニフェストシステムの利用について、関係法令に基づき適正に行うこと。

11 受注者の事業範囲

受注者は、産業廃棄物収集運搬業（取り扱う産業廃棄物の種類：汚泥・廃油）を含む事業範囲を記載した書面（別紙３）及び事業範囲を証する許可証の写しを発注者に提出し、契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、受注者は速やかにその旨を発注者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出し、契約書に添付する。

12 産業廃棄物の運搬の最終目的地の所在地

受注者は、発注者から委託された上記５の廃棄物を以下の最終目的地に搬入する。

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	株式会社ダイカン 代表取締役 吉村 太郎
住 所	大阪府大阪市鶴見区焼野三丁目２番７９号
許 可 都 道 府 県 ・ 政 令 市	堺市
許 可 の 有 効 期 限	令和１０年５月１５日
許 可 番 号	第０６７２０００４６５８号
事 業 の 区 分 ・ 処 理 の 方 法	中間処理業・焼却
産 業 廃 棄 物 の 種 類	汚泥（有機性汚泥に限る）、廃油
許 可 の 条 件	余白
事 業 場 の 名 称	株式会社ダイカン 堺事業所
所 在 地	大阪府堺市西区築港新町３丁３１番地

13 発注者の有する委託した産業廃棄物の適正な処理のために必要な事項に関する情報

(１) 当該産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項

主に汚泥・廃油一部固形状、液状又は泥状のものを含む。

(２) 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等当該産業廃棄物の性状の変化に関する事項

なし

(３) 他の産業廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項

なし

(４) 当該産業廃棄物が次に掲げる産業廃棄物であって、日本産業規格 C0950 号に規定する含有マークが付されたものである場合には、当該含有マークの表示に関する事項

なし

- イ 廃パーソナルコンピュータ
- ロ 廃ユニット形エアコンディショナー
- ハ 廃テレビジョン受信機
- ニ 廃電子レンジ
- ホ 廃衣類乾燥機
- ヘ 廃電気冷蔵庫
- ト 廃電気洗濯機

(５) 委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその事項

なし

(6) その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項

委託契約書及び仕様書に記す範囲以外の特記なし

14 委託契約の有効期間中に当該産業廃棄物に係る前号の情報に変更があった場合の当該情報の伝達方法に関する事項

当該情報に変更があった場合、発注者は受注者に対し速やかに変更内容を書面にて通知すること。

15 業務終了時の発注者への報告に関する事項

委託契約書第16条第1項により、業務完了届を提出することとする。

16 事務所、処理施設への立ち入り

発注者の職員が、事務所、産業廃棄物管理票等立ち入り検査を要求したときは、これに従うこと。

17 委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取り扱いに関する事項

発注者又は受注者から契約を解除した場合に、この契約に基づいて発注者から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、受注者又は発注者は、次の措置を講じなければならない。

(1) 受注者の義務違反により発注者が解除した場合

イ 受注者は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく受注者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬の業務を自ら実行するか、もしくは発注者の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

ロ 受注者が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときは、受注者はその旨を発注者に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ハ 上記ロの場合、発注者は、当該業者に対し、差し当たり、発注者の費用負担をもって、受注者のもとにある未処理の産業廃棄物の収集・運搬を行わしめるものとし、その負担した費用を、受注者に対して償還を請求することができる。

(2) 発注者の義務違反により受注者が解除した場合

受注者は発注者に対し、発注者の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、受注者のもとにある未処理の産業廃棄物を、発注者の費用をもって引き取ることを要求し、もしくは受注者自ら発注者方に運搬した上、発注者に対し当該運搬の費用を請求することができる。

18 収集に関する注意事項

収集運搬許可車両による運搬日については事前に発注者と協議すること。

19 その他

(1) 別紙1の「暴力団等の排除について」の内容を理解の上、遵守すること。

(2) 学校及び給食調理場工事中の学校においては工事に支障をきたさないよう十分注意する

こと。

- (3) 学校及び給食調理場の工事等により、収集運搬の日程を指定する場合があることを予め理解すること。
- (4) 処理に従事する職員は、マスクを着用するなど感染防止対策を行うこと。
- (5) 本仕様書に定めのない事項又は本業務に関して疑義が生じた時は、発注者及び受注者の協議の上でこれを定めるものとする